# 役員報酬及び常勤理事 退職手当支給規程

公益社団法人 全国保育サービス協会

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国保育サービス協会(以下「この法人」という。) 定款第26条の規定に基づき、役員の事業年度の報酬総額及び報酬等並びに費用 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
  - (2) 常勤理事とは、総会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
  - (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の者をいう。
  - (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称に関わらない。費用とは明確に区分されるものとする。
  - (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費及び日当を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

- 第3条 この法人は、常勤理事及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
  - 2 常勤理事の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都 度、定額を支払うことができる。
  - 3 常勤理事には、賞与を支給しない。
  - 4 常勤理事の退職に当たっては、退職手当を支給することができる。ただし、 在職期間が1年に満たない場合は退職手当を支給しない。

#### (報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表 1「事業年度の報酬総額」の範囲内 において、別表 2「常勤理事の報酬月額」のうちから、会長が理事会の承認を 得て、決めるものとする。
  - 2 新たに常勤理事が就任し、月の初日から支給する以外は日割りとし、就任の 月の暦日数から、就任の月の初日から就任の日の前日までの日数を控除し、そ の月の暦日数で除して得た数を、月額報酬に乗じて得た額とする。
  - 3 常勤理事が退職又は解任された場合、その月の末日まで支給する以外は日割りとし、退職又は解任の月の暦日数から退職又は解任の日の翌日からの退職又は解任の月の末日までの日数を控除し、その月の暦日数で除して得た数を、月額報酬に乗じて得た額とする。

- 4 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 5 月額報酬等の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表 1「事業年度の報酬総額」の範囲内において、理事会出席等、必要の都度、報酬として一人一律 12,000 円の定額とする。
- 7 常勤理事に対する退職手当は、以下のとおり支給する。
- (1) 退職手当は、常勤理事として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任 した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に 支払うものとする。
- (2) 退職手当の額は、別表 3「常勤理事の退職手当」に定める算式により算出される額とする。
- (3) 退職手当の基礎となる在職期間の計算については、常勤の理事になった日から起算して、暦にしたがって計算し、常勤理事でなくなった日までの期間により計算するものとする。この場合において、1ヵ月未満の端数を生じたときは1ヵ月とする。
- (4) 常勤理事が任期満了の日又はその翌日において再任されたときは、退職手 当の支給については、引き続いて在職したものとする。

### (報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、 当月分を毎月21日(以下「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が 休日にあたるときは、その前日とする。非常勤役員にあっては、理事会出席等 必要の都度、支払うものとする。

## (報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の 金融機関口座に振り込むことができる。
  - 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

#### (通勤手当)

- 第7条 常勤理事の通勤手当は、通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする場合に支給する。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満の場合は除く。
  - 2 通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理 的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとし、その者の 通勤に要する6ヵ月定期運賃の額とする。
  - 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日 数にわたり通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。
  - 4 通勤手当は、4月と9月の支給日に6ヵ月分を支給する。
  - 5 月の途中において常勤理事が就任、退職又は解任された場合は、当該月分の 通勤手当は総額を支給する。

## (費用弁償)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担する、又は負担した費用 については、これを支払うものとする。

## (公 表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとす る。

## (改 廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

## 附則

この規程は、公益社団法人全国保育サービス協会の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

## 別表1 事業年度の報酬総額

• 常勤理事

640万円

非常勤役員

280万円

別表 2 常勤理事の月額報酬

53万円までの範囲内

# 別表3 常勤理事の退職手当

(算出数式) 月額報酬×在職月数×係数(千円未満切捨)

#### 係数

	在職月数	係数	在職月数	係数
	12~23ヵ月	0.05	36~47ヵ月	0.07
	2 4 ~ 3 5 ヵ月	0.06	48ヵ月以上	0.08